

社会福祉法人まつど育成会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まつど育成会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等(職員である理事は除く。次条において同じ。)が理事会、評議員会、またはその他理事長が必要と認めた会議に出席したときは、報酬を支給する。ただし、定款第13条第4項及び第26条第2項に定める決議の省略の方法による場合は、これを除く。

2 前項の報酬の額は、次のとおり支給する。

(1) 理事 日額 8,000円

(2) 監事 日額 8,000円

(3) 評議員 日額 8,000円

3 評議員会は、役員等に対する処分を相当と認めた場合、本条における報酬を期間を限って支払わないとすることができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、またはその他理事長が必要と認めた会議に出席するため、若しくは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地を起点とし、算出した交通費の実費相当額とする。

ただし、自家用車の場合は、1kmにつき25円とする。

附 則

1 役員・評議員費用弁償規程(平成24年5月22日改正、施行)は、平成28年3月31日をもって廃止する。

2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

3 この規定は、平成29年6月1日から改正・施行する。